

不法盛土への対処方策

不法盛土に関する調査の実施状況

- 全国の**不法盛土対応事案**を収集
収集方法：過去調査資料、メディアでの取り上げ事案、個別聞き取り調査等
⇒ 詳細な対応方法等をヒアリング（R4.4）

- **盛土による災害防止に関する条例の運用状況等**についてアンケートを実施（R3.11）
調査対象：**不法盛土に対応した地方公共団体**
調査内容：不法盛土への対応状況、運用体制、行政として感じる課題や要望等
⇒ 回答内容の詳細をヒアリング

- **宅地造成等規制法における行政処分**に関する調査を実施（R4.4）
調査対象：H28年～R2年に**宅地造成等規制法に基づく行政処分を実施したことがある地方公共団体**
調査内容：行政指導・処分の経緯、判断基準、運用体制、連携体制、直面した課題等

不法盛土に関する調査を通じて把握した課題・好事例

関係部局との連携

【課題】

- 同様の法令での連携については、都道府県・市町村や周辺市町村との連携は一定程度実施しているが、関係法令での連携については、不法盛土発見時の連絡等は実施しているものの、その後の連携は少ない傾向。
- 地方公共団体の職員だけでは行為者等が命令等に従わない場合など、警察との連携を必要としている。

【好事例】

- 関係部局の定期連絡会議の開催
- 人事交流の実施（担当部局に警察出向職員を配置）

不法な盛土の発見・監視

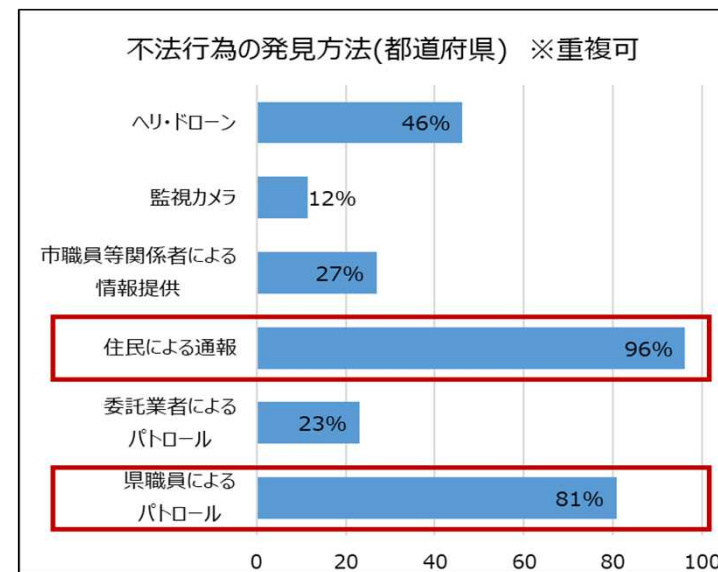
- アンケートでは、不法盛土の発見手段として、「住民による通報」、「県、市職員によるパトロール」が多い。

【課題】

- 個別ヒアリングでは人員不足により不法な盛土の発見・監視に限界があると回答する地方公共団体も多い。
- 崩落した不法盛土の中には、崩落後に盛土が発見されたものも一定数あり、早期に不法盛土を発見するための方策が必要である。

【好事例】

- 通報窓口の設置（盛土110番）



不法盛土に関する調査を通じて把握した課題・好事例

現状把握

- 【課題】
- 「土砂の搬入量が判断できない」「当初の土地形状の把握が難しい」「危険な盛土か判断ができない」など**違法性や危険性の判断に苦慮**している。
 - 工事終了後の行為者の特定が難しい。

【好事例】

- 不法盛土に関する車両データ（車体番号等）を市から県の警察出向職員経由で警察へ提供
- 関係部局の**合同立入検査の実施**

指導・命令

- 【課題】
- 崩落前に発見していた不法盛土事案※では、**発見から3年以上経過し崩落している事案は4割**、うち、**約5割は崩落前行政処分が未実施**であった。これらの多くは指導が複数回行われており、**行政処分が迅速に実施できていない**。

※経緯が確認できている不法盛土

【好事例】

- 行政処分の指針（廃掃法関連「行政処分の指針について（通知）」）
- **命令時の警察の同行**

行政代執行

- 【課題】
- 行政代執行の手続きが困難である。
 - 費用の徴収が見込めないため、小規模な自治体では実施ができない。

【好事例】

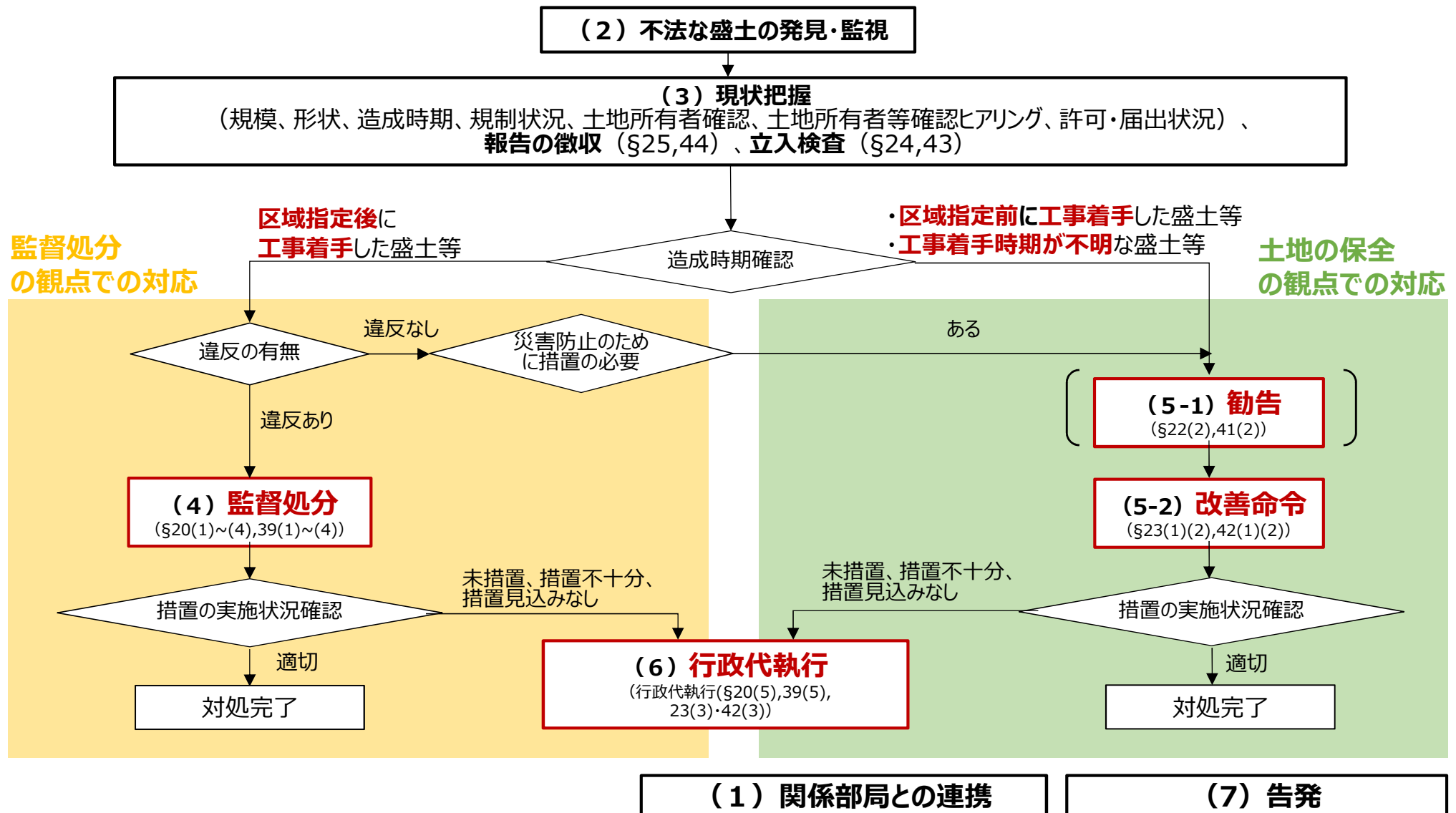
- 「困難事案」に対する助言、支援等体制の構築

告発

- 【課題】
- 告発するためのノウハウの不足

盛土規制法における不法盛土への対処フロー（概略）

- **不法盛土への対処は、その不法盛土の工事着手時期によって対応が異なる。**
 - ⇒ 区域指定前に工事着手した盛土等や工事着手時期が不明な盛土等は土地の保全の観点での対応
 - ⇒ 区域指定後に工事着手した盛土等で違反のあるものは監督処分の観点での対応とし、違反がないものの災害防止のための措置が必要な場合は土地の保全の観点での対応



※上記フローは、違反や災害防止のために措置が必要のある不法盛土の場合で、このほか、災害の発生のおそれ大きいと認められ、措置を命ずるとまがない場合等も想定される。

不法盛土への対処に関する課題とガイドラインへの主な記載項目

課題

ガイドラインへの主な記載項目

【1】関係部局との連携

- 庁内他部局との連携
- 市と県との連携
- 県・市と警察機関との連携

- 盛土規制法での連携体制のあり方
- 県・市と警察機関の連携が可能な範囲
- 情報共有の範囲・手段（個人情報保護への配慮）

【2】不法な盛土の発見・監視

- 発見の遅れによる盛土の撤去難航化
- 人員不足

- 早期発見のための監視方法
- 住民通報

【3】現状把握（報告の徴収、立入検査等）

- 原因者の把握
- 違法性の判断（造成時期の判別等）
- 危険性の判断

- 具体的な調査手法
- 徴収可能な報告内容の明確化
- 立入権限の明確化（実施可能な行為）

【4】監督処分

- 監督処分ができない
 - ・規制対象規模未満の盛土等が複数行われている
 - ・「土地の形質変更」と「土石の一時堆積」の判別が難しい
 - ・訴訟される場合がある
- 監督処分に従わない
 - ・土砂搬入の強行（裁判で刑が確定するまで強行される）
 - ・従う姿勢を見せているが対応が進まない、命令通りの工事が行われない

- 躊躇なく監督処分するための指針
 - ・規制対象規模未満の盛土等の取り扱い
（例：規制対象規模未満の盛土が複数造成された場合の取り扱い）
 - ・「土地の形質変更」と「土石の一時堆積」の判断方法
- 監督処分に従わない場合の対応

【5】勧告・改善命令

- 勧告・改善命令ができない
 - ・躊躇なく勧告・改善命令するための指針がない
- 勧告・改善命令に従わない
 - ・従う姿勢を見せているが対応が進まない、命令通りの工事が行われない

- 躊躇なく勧告・改善命令するための指針 （危険性の判断基準）
- 勧告・改善命令に従わない場合の対応

【6】行政代執行

- 費用の徴収
- 躊躇ない行政代執行の実施

- 行政代執行の手続きフロー（留意点）
- 費用の徴収方法
- 第20条第5項第2号等に定める略式代執行の判断基準

【7】告発

- 告発の手順、留意点

- 告発の手順、留意点

第1編 総説

- 1章 はじめに
- 2章 法の概要

第2編 関係部局との連携

- 1章 関係部局との連携
 - 1.1 関係法令所管部局等間の連携
 - 1.2 都道府県と市町村間の連携
 - 1.3 警察との連携

第3編 日常的な行政対応

- 1章 盛土等に対する情報の管理
 - 1.1 届出・許可管理台帳
 - 1.2 無許可事案管理台帳
 - 1.3 指導記録管理台帳
 - 1.4 違反行為者台帳
- 2章 不法な盛土等の監視・発見
 - 2.1 定期パトロール
 - 2.2 関係部局との連携による発見
 - 2.3 地域住民による通報
 - 2.4 衛星画像解析等による盛土の抽出

第4編 不法盛土発見時の行政対応

- 1章 不法盛土発見時の行政対応
 - 1.1 不法盛土発見時からの行政対応フロー
 - 1.2 盛土規制法における規制対象行為
- 2章 現状把握
 - 2.1 位置把握
 - 2.2 報告の徴収による盛土の現状把握
 - 2.3 土地所有者等の把握
 - 2.4 立入検査
 - 2.5 行為者等確知
- 3章 監督処分
 - 3.1 監督処分
- 4章 勧告・改善命令
 - 4.1 勧告
 - 4.2 改善命令
- 5章 行政代執行
 - 5.1 要件
 - 5.2 調査
 - 5.3 公告
 - 5.4 費用の徴収
- 6章 告発

第3編：

- 日常的な行政対応として、情報整備、監視体制（連携体制含む）について記載

第4編：

- 不法盛土発見時の行政対応フローを示し、各段階における行政対応の手順を解説
- 盛土開始時期によって対応フローが異なるため、区域指定前後で切り分けた章立て
- 行政代執行や告発の手順を章立てで解説し、慣れない自治体に対してフォロー

※ 不法盛土事案（違反の様態、好事例等）を随時記載

【参考】類似ガイドラインの記載事項の整理

項目		「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針	既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン	行政処分の指針について（通知）	支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル
概要	目的	特定空家等に対する措置の適切な実施	既存建築物の地震時の危険性に対する適切な対応の検討・実施	違反行為に対する厳正な行政処分の実施	応急措置や支障除去事業の実施のための適切な調査・検討の実施
	対象	特定空家等	特殊建築物又は特定規模以上の既存不適格建築物	廃棄物処理に関する違反行為（産業廃棄物）	特定規模以上の不法投棄事案（産業廃棄物）
	対応法令	空家等対策の推進に関する特別措置法	建築基準法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の対応として、固定資産課税台帳等の内部利用できる情報の活用のほか、関係部局（税務部局等）と共有・連携することについて言及 ✓ 所有者等の確知方法として、登記情報の活用や家屋調査士等の利活用のほか、関係部局（警察・消防・家庭裁判所等）と連携することについて言及 ✓ 対象者の不利益に対する弁明の機会等の権限を根拠法令とあわせて明示 ✓ 立入拒否等に対する罰則を規定する一方で、行政調査として抵抗を排除してまで実施する権限を有さないこと等、実務上想定し得る事象に対し根拠法令を明確にした記載がなされている 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の対応として、定期報告対象の建築物台帳や立入り調査結果等整理のためのチェックシート等の活用による管理方法のほか、関係部局（消防・防災部局）との連携について言及 ✓ 緊急時の修繕等即時命令の権限を根拠法令とあわせて明示 ✓ 既存不適格と判断した事例を紹介（不適格な状況がわかる写真・項目を整理） ✓ 自治体の取り組みとして、自治体側の実施体制の充実の必要性や「既存不適格建築物」についての国民への意識啓発の重要性について言及 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 立入検査の拒否・妨害のほか、「報告の徴収」に対する虚偽報告も罰則の対象となる旨に言及 ✓ 違反行為の客観的な認定にもとづく行政処分の実施のため、事実認定の重要性について言及 ✓ 対象者の確知ができない場合の対応として、公報誌や掲示板への掲示等の対応について明示 ✓ 違反行為に対する行政対応の流れとして、公表・刑事告発の対象となる旨に言及 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初期確認時や対策工検討時等の調査内容を段階に応じて詳細に示し、「調査チェックシート」として着眼点や整理要点を例示 ✓ 不法投棄事案や対策工の実施事例を参考資料として例示（対応に要した概算工事費含む） ✓ 自治体が行政代執行等で主導した不適正処理事案とそれに関連する支援事業の種別・利用実績を参考資料として例示 ✓ 過去に自治体が対応した不法投棄事案の内容や対応実態の概況把握ため、自治体担当者へのアンケート結果を参考資料として例示 	
取り込むべきポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の管理方法や対象者の確知方法についての関係部局との連携の必要性・重要性 ✓ 根拠法令を明確にし、段階ごとの指導権限を明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の管理方法や対象者の確知方法についての関係部局との連携の必要性・重要性 ✓ 台帳整備やチェックシートによる日常の管理方法 ✓ 処分対象となる事象について、過去事例を例示 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 虚偽報告等、罰則の対象となる事項について明示 ✓ 行政対応の流れについて、フロー等で明示 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不法盛土事案の実態や対応方法が把握できるよう、各種調査整理様式や自治体担当者へのアンケート結果を参考資料として例示 	

本日も議論いただきたいこと

○ ガイドラインへの主な記載項目は適切か（P5）

フロー項目

【1】連携体制の強化

主な記載項目

- 盛土規制法での連携体制のあり方
- 県・市と警察機関の連携が可能な範囲
- 情報共有の範囲・手段（個人情報保護への配慮）

【2】不法な盛土の発見・監視

- 早期発見のための監視方法
- 住民通報

【3】現状把握

（報告の徴収、立入検査等）

- 具体的な調査手法
- 徴収可能な報告内容の明確化
- 立入権限の明確化（実施可能な行為）

【4】監督処分

- 躊躇なく監督処分するための指針
 - ・ 規制対象規模未満の盛土等の取り扱い
（例：規制対象規模未満の盛土が複数造成された場合の取り扱い）
 - ・ 「土地の形質変更」と「土石の一時堆積」の判断方法
- 監督処分に従わない場合の対応

【5】勧告・改善命令

- 躊躇なく勧告・改善命令するための指針 （危険性の判断基準）
- 勧告・改善命令に従わない場合の対応

【6】行政代執行

- 行政代執行の手続きフロー （留意点）
- 費用の徴収方法
- 第20条第5項第2号等に定める略式代執行の判断基準

【7】告発

- 告発の手順、留意点

○ ほかの調査・情報収集等は必要か（P1）